

議案第 38 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和 8 年 6 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、315,000円」を「、330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき理由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。